

主 文

原判決を破棄する。

被告人を懲役6月に処する。

この裁判が確定した日から2年間その刑の執行を猶予する。

理 由

5

第1 本件公訴事実の要旨及び原判決の結論的判断等

1 訴因変更後の本件公訴事実の要旨

訴因変更後の本件公訴事実の要旨は、以下のとおりである（以下、略称等は原判決のそれに従う。また、月日についてはいずれも令和5年のそれを指す。）。すなわち、「被告人は、Aが殺害したB（当時62歳。以下「被害者」という。）の頭部を離断した上、7月2日午前3時5分頃から同月24日午前8時45分頃までの間、札幌市a区ab丁目c番d号C方（当時）内において、被害者の頭部を隠匿して遺棄するとともに、その間、同所において、刃物等を使用するなどして、被害者の頭部を損壊する犯行を行うに当たり、その情を知らながら、

15

- 1 同月3日頃から同月24日午前8時45分頃までの間、自己が居住する前記C方内において、Aが被害者の頭部を隠匿することを容認し
 - 2 同月7日、被害者の頭部を同所においてビデオ撮影しながら損壊することを計画しているAから、同ビデオ撮影をするよう求められた際、同計画の実行を容認するとともに、同日午後7時32分頃から同日午後7時43分頃までの間に、Cに対し、Aの前記求めを伝えて同ビデオ撮影を依頼し、Cに、同日午後8時18分頃から同日午後8時24分頃までの間、同所において、Aが被害者の頭部から右眼球を摘出する場面をビデオ撮影させ
- もってAの前記犯行を容易にさせて幫助したものである。」というものである。

25

2 原審における主要な争点と原判決の結論的判断等

原審弁護人ら（当審弁護人らと同一である。）は、Aによる死体遺棄は被害者の頭部をC方に持ち帰った7月2日午前3時頃をもって終了したというべきであるから、同月3日以降に死体遺棄幫助罪が成立することはあり得ず、そうでないとしても被告人がAによる死体遺棄を容認して幫助したとは評価できないと主張した。また、死体損壊幫助についても、原審弁護人は、被告人は、Cにビデオ撮影を依頼した時点で、被害者の頭部を損壊するというAの意図を認識しておらず、また、そもそもCによるビデオ撮影行為がAによる死体損壊を幫助したとはいえない上、被告人がCにビデオ撮影を依頼した行為がAによる死体損壊を容易にしたともいえず、幫助行為とは評価できないなどといい、被告人は無罪であると主張した。

これに対し、原判決は、死体遺棄幫助につき、Aによる死体遺棄は、Aが被害者の頭部をC方に持ち帰った時点をもって終了するものでなく、警察官がC方に臨場した頃まで継続して成立するものと認め、また、被告人は、7月3日になって初めてAが被害者の頭部をC方に持ち帰っていたことを認識したとの合理的疑いは残るものの、同日以降、Aの死体遺棄を容認して幫助したといえりと認定評価し、死体損壊幫助につき、被告人は、Aからビデオ撮影を依頼された時点で、Aが死体損壊に及ぶとの情を認識し、その後、Cにビデオ撮影を依頼するなどした原判示の行為により死体損壊を幫助したと認定評価した。

原判決が認定した罪となるべき事実の要旨は、次のとおりである。すなわち、「被告人は、C方（当時）において、娘である原審分離前の相被告人Aと同居して生活していたものであるが、

1 Aが、7月3日から同月24日午前8時45分頃までの間、C方において、かねて殺害した被害者の死体の胴体から切断し同所に持ち込んでいた同人の頭部を継続して隠匿し、もって死体を遺棄した際、その情を知らずながら、上記の間、自己が居住する同所において、Aの前記隠匿を容認し、

もって同人の死体遺棄の犯行を容易にさせて幫助し、

2 Aが、同月7日午後8時18分頃から同日午後8時24分頃までの間、
同所において、多機能ナイフ等を使用するなどして、被害者の頭部から右
眼球を摘出し、もって死体を損壊した際、これに先立つ同日、C方浴室に
5 においてビデオ撮影しながら前記死体損壊をすることを計画していたAから、
同ビデオ撮影をするよう求められ、その情を認識しながら、同日午後7時
32分頃から同日午後7時43分頃までの間に、Cに対し、LINEメッ
セージを送信するなどしてAの前記求めを伝えて同ビデオ撮影を依頼し、
これを承諾したCに、同日午後8時18分頃から同日午後8時24分頃ま
10 での間、同所において、Aの前記死体損壊の場面をビデオ撮影させ、もっ
て同人の死体損壊の犯行を容易にさせて幫助した。」というものである。

第2 本件控訴の趣意

控訴の趣意は、主任弁護士吉田康紀、弁護士小林加弥及び弁護士東浩作共
同作成の控訴趣意書に、これに対する答弁は検察官志村康之作成の答弁書に
15 記載されたとおりである。

論旨は、①Aによる死体遺棄罪は被害者の頭部をC方に運び込んだ時点で
終了するのに、その時点以降も死体遺棄罪の継続を認め、Aが被害者の頭部
をC方に運び込んだ後の被告人の関与行為を作為と構成し、正犯行為との間
の因果性及び幫助の故意を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明
20 らかな法令適用の誤り及び事実の誤認があり、②被告人は、Aからビデオ撮
影を依頼された際、Aが死体損壊に及ぶ可能性を認識していたとはいえない
から、死体損壊幫助の故意がない上、Aが右眼球を摘出する場面をビデオ撮
影したCの行為にはAの頭部損壊行為に対する心理的因果性が認められず、
また、被告人がCにビデオ撮影を依頼した行為についてもAの頭部損壊行為
25 に対する心理的因果性が認められないのに、これらを認めた上で被告人に死
体損壊幫助罪の成立を肯定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明ら

かな事実の誤認があるとするものである。

第3 原判決の判断の概要等

以下、当裁判所の判断に必要な限度で、原判決の判断の概要を示す。

1 被告人がAの犯行を認識した時期について

5 (1) 前提となるAの犯行状況及び犯意等

ア 関係証拠によれば、以下の事実を動かし難いものとして認定できる。

すなわち、Aは、5月28日未明、札幌市内のクラブのイベントにCと共に参加し、そこで知り合った被害者に半ば騙されてホテルに連れ込まれ、さらに、同人に避妊具を着けること等を条件に性交を承諾したのに、避妊具なしに性交された。Aは、被害者と別れた後、Cに同事実を告げ、C及びAは
10 被告人にも同事実を伝えた。

Aは、遅くとも6月8日頃までに、被告人及びCに被害者を捜し出して再会したい旨告げ、Cと共にクラブに出入りするなどした結果、同月18日にクラブで被害者を発見し、同人と7月1日午後10時30分に再会することを
15 約束した。

なお、この間の6月17日、Aは、被告人をして、Cに被害者を探したい旨のLINEメッセージを送信させた。その際、当初被害者を「獲物」と呼んで被告人に入力させたが、これを撤回して「鹿」と表現させた。

また、Aは、Cにインターネットで注文してもらったり量販店に同道して
20 買ってもらったりして、6月2日から7月1日にかけて、被害者を殺害する際に持参した折りたたみのこぎり等の複数の刃物や大型のキャリーケース等を順次入手したほか、被告人及びCにエタノールの購入を求め、両名は6月30日までに合計15本のエタノール（いずれも500ml入り）を購入した。

25 Aは、7月1日夜、C運転車両による送迎の下、前記キャリーケース等入手した物の多くを持参して被害者と合流した上、ホテルに入館し、客室の浴

室において、自らはCに買ってもらったレインコート等を装着し、被害者にはアイマスクで目を隠し、手錠等で両手首を後ろ手に拘束して座らせた。そして、被害者に対し、「一番人生でちょっと反省したことは、私の約束破ったことでしょ。」と告げ、被害者が「あーそうね、だってあんなに怒られたことないもん、だってゴム付けなかつただけで。」などと答えると、その直後、被害者の右頸部を折りたたみナイフで突き刺して即死させた。

さらに、Aは、被害者の死体の頸部を切断した後、その胴体をキャリーケースに入れようとし、胴体が入らないと分かるや頭部を収めて、同月2日午前3時頃、C方に持ち帰った。

そして、Aは、その頃から警察官が同所に臨場した同月24日午前8時45分頃までの間に、同所において、さらにその頭部の皮膚を剥ぎ取り、左右の眼球、舌及び食道気管を摘出し、眼球や舌をエタノールを入れた瓶に収めて保管するなどした。

イ 以上からすると、Aは、前記ホテルにおいて、5月28日のトラブルの内容に合致する会話をした直後に被害者を殺害しており、病的な精神状態や趣味嗜好も影響していると思われるとはいえ、Aが被害者を殺そうと考えた原因は同トラブルであったと認められ、遅くとも被害者と再会を約束した6月18日の時点では、同人を殺すことを現実的なものとして計画したと認められる。

さらに、Aは、被害者の死体を切断するなどして自宅に持ち帰り、場合によっては解体するなどして弄ぶことも事前に計画していたと認められる。

(2) 被告人の認識時期については、前記(1)アの準備行為は、Aが殺人等の計画をCと共有した上でその協力を取り付けていなければ実現不可能なものであったとは必ずしもいえず、かえって、Cに前記のような重大犯罪の計画を事前に打ち明けて阻止されたくないと考えて内緒で計画を進め、死体の持ち帰りを断行したとしても不自然ではない。AがCに対し、前記犯行の計画

を事前に伝えず、あるいは適当な目的を言いながら種々行動させた合理的疑いは残る。

(3) 被告人は、原審公判廷において、Aがホテルから戻った後の7月2日の朝、浴室内に見たことのないプラスチックケースが見え、その中に黒いごみ袋と液体が入っており、同日午後にはAから「おじさんの首を拾ってきた。」などと言われたが、このときはまだ何のことかはっきりとは分からず、同月3日に、eのホテルで殺人事件があった旨の新聞記事を発見し、その記事をAに見せると、Aから「それとおいて。」などと言われたことから、Aが被害者を殺したのであり、浴室にある黒いビニール袋の中身は被害者の頭部であると確信したなどと述べる。少なくともAが殺人等を犯し被害者の頭部を持ち帰ったのを知った経緯が上記のとおりであるとの点については、その信用性を否定できる事情はない。

(4) 以上によれば、被告人が、Aが被害者を殺害してその死体をC方に持ち帰る計画であるとの情を事前にCと共有して認識していたとは認められず、7月3日に至って初めて、Aが被害者の頭部をC方に持ち帰り隠匿していることを認識したとの合理的疑いは残るといふほかない。

2 死体遺棄幫助の成否について

(1) Aによる死体遺棄の終了時期について

ア まず、犯罪が終了する時点は、当該犯罪の保護法益の性質やその侵害の程度から、状態犯か継続犯かを典型的に区分して決せられるものではなく、個別具体的に、実行行為や保護法益の侵害が継続しているかという観点からも判断すべきものと解される（最高裁平成18年12月13日第3小法廷決定等参照）。そして、刑法190条の保護法益は、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情であるところ、これらは、社会が習俗に従って死体の埋葬等を行うことで保護されることを前提としており、そのような前提から、死体遺棄罪における「遺棄」は、習俗上の埋葬等とは認められない態様で、

死体等を「放棄」する行為に加え、他者が死体を発見することを困難にして死体を「隠匿」する行為も含むものであり（最高裁令和5年3月24日第2小法廷判決参照）、死体の隠匿については、葬祭義務者でなくとも継続的に法益を侵害するような態様も想定することができる。これらを考え併せれば、
5 死体の隠匿行為が故意に継続されている場合には、習俗上の埋葬が困難にされ続け、保護法益の侵害が継続しているといえるから、その間死体遺棄罪は継続して成立すると解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、Aは、前記のとおり、7月2日午前3時頃、被害者の頭部を損壊する目的をもってC方に運び入れた上、同月24日
10 午前8時45分頃までの間に、頭部の皮膚を剥ぎ取り、眼球や舌、食道気管を摘出するなどの損壊行為に及んだ後、摘出したものをエタノールで満たした瓶に詰め、剥いだ皮膚を球状にしたザルにかぶせて自ら入浴に使う浴室に吊るし、残りの頭部も同浴室に置いておくなどしており、死体を相応の期間保持・保管する意図で、このような状態を続けていたものと認められる。以
15 上の隠匿状況からすれば、Aは、捜査機関がC方に臨場するまで、被害者の頭部を自己の物として自らの支配下に置き続け、故意に隠匿行為を継続させたと認定できる。

ウ 原審弁護人は、①大審院大正6年11月24日判決によれば、不作為による死体遺棄が処罰されるのは、葬祭義務者が死体を埋葬せずに放置した
20 場合に限られ、葬祭義務者でないAが被害者の頭部を浴室に置いた行為が遺棄に当たるとするのは同判例に反する、②前記アの解釈をとると、殺人犯が自宅内に死体を放置した場合には死体遺棄が継続して成立するが、山林に放置した場合には成立しないこととなり、極めて不合理である、③前記アの解釈によれば、犯人が死体を自宅に持ち込んで何もしなければ死体遺棄はその
25 時点で終了するが、その後死体に手を加えると遺棄の終了時期が変化することになり不合理である、などと主張する。

しかし、①の点は、そもそも前記イのとおりAがC方浴室に被害者の頭部を隠匿し続けた行為は不作為ではないというべきであるから、前記判断は、死体遺棄罪は葬祭義務者が葬祭の意思なくして死体を放置しその場を離れる不作為についても成立することを示した前記大審院判例に何ら反するものではない。②の点は、原裁判所は死体遺棄の実行行為等が継続しているかを個別具体的な諸事情から認定することによりその終了時期を判断すべきである（かつ、それは可能である）と解するものであって、原審弁護人指摘のような硬直的な判断をするものではない。③の点は、いったん死体遺棄行為を終了した者が、その後再度死体遺棄に該当する行為をした場合に、後者について更に死体遺棄罪が成立し、処罰され得るのは当然であって、事案の具体的な内容により死体遺棄の終期が異なるのは何ら不合理でない。原審弁護人の主張はいずれも採用できない。

エ したがって、Aによる死体遺棄は、7月24日午前8時45分頃にその隠匿が終了するまでの間成立する。

(2) 被告人の行為の幫助該当性について

ア 論告等によれば、公訴事実という被告人による死体遺棄の「容認」とは、被告人が、C方に被害者の頭部があることを認識しつつ①従来どおりのAとの同居を続けて同人の生活を支えた上、頭部の隠匿場所としてC方を提供したこと、②Aから眼球が入った瓶等を見せられて「すごいね。」などと発言したり、Cに対して浴室に吊るされた頭皮を見るよう勧めたこと、③Aが頭部を隠匿するに当たり、それを阻止するような行動に出なかったこと、といった一連の行為や態度を総合評価したものと解される。

イ そして、前記1で認定したように、被告人に前もってAの犯行に積極的に協力しようとの意欲があったとまでは認められないとしても、①Aが死体を隠匿するためにはそのための場所が必要不可欠であり、C方の所有者であるCの妻として、本件当時はAと共にC方に居住し、かつ、独力で生活す

る能力のないAが現実世界での生活上種々協力を求めざるを得なかった被告人が、家族の共用部分であって被告人も日常的に使用していた浴室を死体の隠匿場所として専有することを黙認したことは、Aの死体遺棄行為を物理的、心理的に容易にしたといえる。②加えて、Aにとって実の母親であり、上記
5 のとおり生活上依存する関係にあった被告人が、眼球が入った瓶等の死体をAから見せられて「すごいね。」などと言うなどしたことも、仮にAに調子を合わせたものであるとしても、Aに対して死体遺棄行為を積極的に肯定したと伝わる発言というほかなく、③の頭部を保管することをとがめたり警察に通報したりするなどの態度に出なかったことと併せて、死体遺棄を継続し
10 ようというAの心理を強めたものといえる。

ウ したがって、被告人の以上のような行為や態度は、Aが成人であることや、Aが被害者の頭部を自宅に置くことにつき被告人が明示的に許可したものでないこと等の原審弁護人指摘の事情を踏まえても、Aの前記死体遺棄の犯行を容易にしたものと認定評価でき、被告人の幫助の故意に欠けるところ
15 もないから、被告人には死体遺棄幫助罪が成立する。

3 死体損壊幫助の成否について

(1) Aの死体損壊の意図に係る被告人の認識について

ア 被告人は、捜査段階において、Aからビデオ撮影を求められた際に「作業する」と言われたので、同人が被害者の頭部に対し一定時間何らかの
20 作業をするものと思った旨述べており（原審乙8、16）、同供述は、Aの発言とこれに基づく被告人の認識を具体的に関連付けて供述するものであって、信用性が高い。これに加え、被告人が同依頼以前に、Aから皮が剥がされるなどした状態の被害者の頭部を見せられており、Aが以前から被害者の頭部を損壊していることを認識していたこと、Aから撮影を依頼されたのが
25 動画であり、動作の撮影を想起させるものであったこと、さらに被告人が自分にはその動画撮影は辛くてできないと考えたとも述べていることからする

と、特段の事情がない限り、被告人は、Aから同撮影を依頼された際、Aの
いう「作業」が、浴室において被害者の頭部に更に手を加えて損壊すること
を含むものである可能性を認識したと推認できる。

イ これに対し、被告人は、原審公判廷において、Aが「作業」と言った
5 かは記憶があいまいである上、既に皮膚を剥がされた状態の頭部を更に損壊
するとは思わなかった旨述べている。しかし、被告人が捜査段階から供述を
変遷させた理由につき説得的な説明をしているとはいえない上、被告人は、
被害者の頭部を嫌々見せられていたというのであるから、その損壊状況を具
体的に把握できていなかったはずであり、更なる損壊は不可能であると判断
10 できたというのはいささか不合理であって、殺害した相手の頭部を持ち帰っ
て損壊するという異常な行動に既に出ているAが更なる死体損壊に及ばない
と考えた理由を合理的に説明できているとはいえない。これらに照らすと、
被告人の上記原審公判供述は信用できない。

ウ したがって、被告人は、Aからビデオ撮影を依頼された際、同人が死
15 体損壊に及ぶ可能性を認識していたと認められる。なお、被告人に「作業す
る」と言ってビデオ撮影を求めたこと等からすれば、A自身も、同依頼の時
点で、被害者の頭部を更に損壊することを計画していたものと認められる。

(2) 被告人の行為の幫助該当性について

ア まず、Aが、ホテルでの殺人等の場面をビデオ撮影し、右眼球摘出後
20 にその映像をCに見せたこと、また、C方において、解体した頭部をインス
タントカメラ（チェキ）で撮影した写真や摘出した眼球等の入った瓶を被告
人から見える位置に置いていたこと等からすると、Aは、被害者の頭部を損
壊する行為やその成果物を保存して、ときにそれらを被告人らに示すことに
一定の充足感を抱いていたと推認できる。その上で、Aが、右眼球摘出に際
25 しても自ら被告人らに撮影を依頼し、撮影後もCに対して「ちゃんと撮れ
た？」と確認していることからすれば、ビデオで撮影されながら右眼球を摘

出することを積極的に望んでいたといえ、Cが現に撮影してくれたことで、より損壊の意思が高まったといえる。なお、Aは、自分でビデオ撮影をしながら損壊するよりも、Cに撮影してもらうことで、よりよい映像が残せるであろうことも当然考えていたと推認できる。

5 したがって、Cがしたビデオ撮影行為は、Aの死体損壊の犯意を増強させこれを心理的に幫助したと認定評価できる（なお、原審検察官は、Cによるビデオ撮影行為は上記死体損壊を物理的にも幫助したと主張するが、仮にCが撮影しなかった場合にAがどのような損壊態様を想定していたかは明らかでなく、ホテル内での殺害等の際はハンディカメラを置いて撮影していたこと
10 のほか、C方における右眼球摘出以外の死体損壊行為は撮影しておらず、Aがあらゆる損壊行為を撮影しなければならないと考えていたとまでは認められないことからすると、ハンディカメラを置いて両手で摘出したり、ビデオ撮影をせずに両手で摘出したなどの可能性も十分考えられるから、Cが撮影したことで死体損壊それ自体を物理的に幫助したとはいえない。）。

15 イ そうすると、被告人が、Aが意図した死体損壊行為に何ら消極的な態度を示さないまま撮影を容認した上、Cにビデオ撮影を依頼して撮影をさせたこと（なお、被告人らの供述によれば、原判示のLINEメッセージを送信するまでに被告人とCのいずれがビデオ撮影をするか確定していなかったと認められること等からすれば、Aのほうも、少なくともCがビデオ撮影を
20 してくれると分かった時点で、被告人がCに撮影を依頼してくれたと認識したものと推認される。）もまた、前記アのような心理にあったAが死体を損壊する意思をより高めるものであったといえる。

ウ よって、被告人の原判示の行為は、Aの前記死体損壊の犯意を増強させこれを心理的に幫助したと認定評価でき、被告人の幫助の故意に欠けると
25 ころもないから、被告人には死体損壊幫助罪が成立する。原審弁護人の主張を種々検討しても、以上の判断は動かない。

第4 死体遺棄幫助罪に関する法令適用の誤り及び事実誤認の控訴趣意について

1 本件死体遺棄の終期について

(1) 所論

5 原判決は、Aによる死体遺棄罪について、「Aは、捜査機関がC方に臨場するまで、被害者の頭部を自己の物として自らの支配下に置き続け、故意に隠匿行為を継続させた」とし、「7月24日午前8時45分頃にその隠匿が終了するまでの間成立する」とした。

10 しかしながら、死体遺棄罪において、作為による死体遺棄行為には「放棄」と「隠匿」の類型があるが、いずれも場所的移動を伴うことが前提と解されており、場所的移動を伴わない死体の「放置」（不作為の死体遺棄行為）は葬祭義務者又は監護義務者による場合しか死体遺棄罪の構成要件該当性が認められておらず、不作為の場合、葬祭義務又は監護義務を負う者が死体を
15 「放置」し続けることに法益侵害性が見出されている一方、作為の場合、そのような死体の「放置」状態ではなく、死体を懇ろに吊うのに不適切な場所に移動させることに法益侵害性を見出すものであり、両者はその本質的内容を異にする。作為による「遺棄」は、「放棄」であろうが「隠匿」であろうが、死体の場所的移動を構成要件要素とする概念であるから、死体の場所的移動が完了した時点で同罪は終了し、その後は死体が「遺棄」されていると
20 いう「状態」が継続するのみである（状態犯）。したがって、本件において、被害者の頭部は、Aがこれを外部からC方に運び込んだ時点以降、C方内から移動していないのであるから、上記時点でAによる死体遺棄罪は終了する。

(2) 検討

25 ア 刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとし

たものであり、死体遺棄罪における「遺棄」とは、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為であると解される（最高裁令和5年3月24日第二小法廷判決・刑集77巻3号41頁）。そして、作為による死体遺棄罪については、死体の遺棄さえすれば他者が死体を発見するまでの間は犯罪が継続するとは一般に解されていないものの、原判決が説示するように、実行行為が継続して行われている間であれば、犯罪は継続しており終了しないと解される。

イ そこで、本件において、Aが被害者の頭部をC方に運び込んだ後も実行行為の継続が認められるかについて検討する。

原審証拠によれば、Aは、被害者の頭部を家族で共用していた浴室に運び込んだ上、その頭皮を剥ぎ取り、舌、食道気管、眼球を摘出し、摘出した眼球等をエタノールに漬けて瓶詰めにし、球状にしたざるに剥ぎ取った頭皮をかぶせて浴室内で吊るし、残った頭部を浴室に置いていたほか、C方内の2階から3階に通じる階段に被害者の両眼球が入った瓶詰めに置き、3階寝室の入口付近に舌と食道気管が入った瓶詰めに置いていたこと、舌等の瓶詰めにCや被告人に殊更見せ、Cに浴室で被害者の頭部をビデオ撮影させるなどしたこと、警察官らは7月24日午前8時45分からC方の捜索差押え及び検証を実施し、被害者の頭部を発見したことが認められる。また、Aが被害者の頭部をC方に運び入れた当時、C方の内部には大量の物品がいたるところに積まれて足の踏み場もないような状態であり、親族の来訪もなくなっており、AとC、被告人以外の第三者が屋内に立ち入る状況にはなかったことがうかがわれる。

これらの事実を照らすと、Aが、C方において被害者の頭部を浴室等で保管して支配するとともに、被害者の頭部を弄ぶ種々の行為をしていたことは明らかである。しかしながら、Aとその家族以外の者がC方にあった被害者の頭部を発見するのが困難であったのは、被害者の頭部をC方の内部に移動

したことによるものであり、その後は、C方への運び込みによって作り出された発見困難な状態が維持されていたにすぎない。Aは、C方に被害者の頭部を運び込んだ後、上記のとおり眼球等を摘出した後の頭部や頭皮を浴室に置き続け、瓶詰めにした頭部の一部をCや被告人に見せたり、C方の階段や居室に置いたりしている。しかしながら、いずれの行為についても、Aによる死体損壊行為又はこれと密接に関連する行為として違法性を評価すべきものであり、さらに、上記のとおり、被害者の死体（頭部）については、第三者が立ち入る状況になかったC方内での移動等にとどまっていたのであるから、頭部のC方への運び込み以降、それとは別個に評価すべきほどの死体遺棄の法益侵害が、すなわち第三者が被害者の頭部を発見することが困難な状況が作出され続けていたと評価することはできない。

以上によれば、被害者の頭部がC方に運び込まれた後も死体遺棄罪の法益侵害の危険性がある行為、すなわち実行行為が継続していたということとはできない。

ウ 結果の継続という観点からみても、死体遺棄罪は抽象的危険犯であり、構成要件要素である結果は死体の遺棄行為に伴う一般的、類型的な法益侵害の危険であるといえるから、作為による死体遺棄罪では、一般に、死体の遺棄行為自体により結果が発生し、遺棄行為が終了すれば、それ以上の結果の発生もなくなり、犯罪は終了すると解される。本件においても、上記のとおり、被害者の頭部がC方に運び込まれた後は、C方への運び込みによって生じた、他者が頭部を発見するのが困難な状態が維持されていたにすぎず、頭部発見の困難さの程度に有意な変化があったとは認められないから、結果の継続的な発生があったとはいえない。

エ したがって、Aによる死体遺棄罪は、C方に被害者の頭部を運び込んだ時点で実行行為が終わり、結果発生 of 継続も認められないから、その時点で終了したというべきである。

オ 原判決は、Aが、捜査機関がC方に臨場するまで、被害者の頭部を自己の物として自らの支配下に置き続け、故意に隠匿行為を継続させたと認定できるとする。しかしながら、葬祭義務のないAがC方で被害者の頭部を自己の物として自己の支配下に置き続けたこと自体は、上記のとおり、死体の発見が困難な状況を作出し続ける行為とはいえないから、遺棄行為には該当しないというべきである。原判決は、葬祭義務のない者が死体を自己の支配下に置き続けたこと自体は死体遺棄罪の構成要件に該当する行為ではないのに、この点を重視し、死体遺棄罪の構成要件への当てはめを誤ったものといわざるを得ない。

また、検察官は、死体を自宅に運び込んで隠匿する行為は、死体を山中に投棄してその場から離れ去ったような場合とは異なり、自らが管理する場所で死体を支配し続けるものであり、当該死体につき社会的習俗に従った埋葬がなされるか否かの決定権を完全に掌握し続けるものであって、自宅への運び込み行為を含めて、その後の保管全体につき作為的性質を有する上、Aの自宅内における死体隠匿行為は、エタノール漬けした死体の一部の陳列や浴室での吊り下げなどといった積極的かつ能動的な行為の連続といえ、正に、自宅への運び込みから続く保管行為全体を作為による隠匿と評価できるなどと主張する。しかしながら、死体遺棄罪は、埋葬等を妨害する行為のうち死体等を放棄、隠匿する行為に限って構成要件化したものであるから、Aが自宅で被害者の頭部を支配し続けていた間、被害者の頭部の埋葬が困難である状態が続いていたとしても、上記のとおり、それは、第三者が立ち入る状況になかったC方内に被害者の頭部を運び込むことによって生じた違法状態、すなわち第三者による発見が困難な状態が続いていたからにすぎず、その間に、第三者による発見困難性に格別の差異が生じたとは認められない以上、死体遺棄罪の構成要件該当性を認めることはできない。

さらに、検察官は、AによるC方内における所為には、C方への運び込み

という死体の発見を妨げる性質の隠匿行為や、損壊行為を処罰するだけでは当然評価し尽くせない法益侵害があったと主張する。しかしながら、死者に対する宗教的感情や敬けん感情を害するような死体を弄ぶ行為があったとしても、上記のとおり、これらを死体損壊として評価するのであればともかく、その行為が頭部のC方への運び込みとは別個に、新たに死体遺棄の法益を侵害する、すなわち、新たに第三者による発見困難な状況を作成するものとはいえない以上、死体遺棄罪の構成要件によって把握されている結果の継続があったということはできない。そうすると、検察官が指摘する各点を踏まえて検討しても、被害者の頭部をC方に運び込んだ後に結果発生の継続があったというとはできない。

(3) 死体遺棄の終期に関する結論

以上によれば、Aによる死体遺棄罪は、C方に被害者の頭部を運び込んだ時点で実行行為が終わり、結果発生の継続も認められないから、その時点で終了したというべきである。C方に被害者の頭部が運び込まれた時点でAによる死体遺棄罪が終了したという所論は理由がある。

2 幫助行為に関する検討

上記のとおり、C方に被害者の頭部が運び込まれた時点でAによる死体遺棄の犯罪は終了していたのであるから、訴因変更後の本件公訴事実において被告人がAによる被害者の頭部隠匿を容認したとされる7月3日頃には、死体遺棄罪は既に終了しており、被告人に死体遺棄幫助罪が成立する余地はないことになるが、事案に鑑みて、念のため、死体遺棄の犯行を容易にする被告人の幫助行為があったかどうかについても、関連する所論を踏まえつつ検討する。

(1) 所論

原判決は、訴因変更後の本件公訴事実という被告人による死体遺棄の「容認」とは、被告人が、C方に被害者の頭部があることを認識しつつ、①従来

どおりのAとの同居を続けて同人の生活を支えた上、頭部の隠匿場所としてC方を提供したこと、②Aから眼球が入った瓶等を見せられて「すごいね。」などと発言したり、Cに対して浴室に吊るされた頭皮を見るように勧めたりしたこと、③Aが頭部を隠匿するに当たり、それを阻止するような行動に出なかつたこと、といった一連の行為や態度を総合評価したものと解した上、
5 被告人のこれらの行為や態度は、Aの死体遺棄の犯行を容易にしたものと認定評価できるとした。

しかしながら、③は何らの身体動作を伴わない不作為であることは明らかである。①のうち、「従来どおりのAとの同居を続けて同人の生活を支えた」
10 とする部分については、Aが従来どおりの日常生活を送ることができるよう母親としての役割を果たしていたからといって、死体遺棄行為を支えていたことにはならない。仮に被告人がC方から出て行くなどしてAとの同居を解消したとしても、被害者の頭部がC方内に置かれた状態のままであることに
15 変わりはなく、直ちにAによる死体遺棄行為が困難となるわけではないから、この作為によりAの死体遺棄行為が容易・促進されたとすることは合理的な疑いが残る。また、「頭部の隠匿場所としてC方を提供した」とする部分
20 についても、C方の所有権を有しているのはCであり、C方はAにとっても自宅であるから、頭部をC方に運び込む上で事前に被告人の許可を要するわけではなく、実際、Aは事前に被告人の許可を取った上で被害者の頭部を自宅に運び込んだものではなかつた。さらに、原判決において、被告人は被害者の頭部が自宅に運び込まれた日の翌日にその存在を認識したとの合理的な
25 疑いが残るとされているため、被告人が頭部の存在を知った時点では、既にAによる作為による隠匿が開始している状況であり、被告人が何らの作為を講じずとも、AがC方内で頭部を隠匿することは物理的にも心理的にも容易であった。そのため、頭部の隠匿場所としてC方を提供しない又はAがC方を頭部の隠匿場所として専有することを黙認しないためには、単なる不作為

では足りず、被告人が何らかの方法によってAによる頭部の隠匿状態を解消する措置（隠匿状態解消措置）を講じることが必須となる。したがって、①のうち「頭部の隠匿場所としてC方を提供した」とする部分は、上記の隠匿状態解消措置を講じるのを怠ったという不作為に他ならない。②の「すごいね。」との発言部分は、たった一度きりの発言である上、Aに調子を合わせたものにすぎず、死体損壊の結果に向けられた発言であって、C方内での頭部隠匿に直接向けられた発言でもない。また、「Cに対して浴室に吊るされた頭皮を見るように勧めた」との部分は、死体損壊の結果を作品と称するAの気分を害さないようにAの要求に従ったものにすぎず、Aによる死体遺棄行為に対して肯定的な言動をしたものではなく、隠匿状態解消措置の不履行という不作為から派生した身体動作の一面にすぎず、②の作為のみでAによる死体遺棄行為が心理的に有意に容易・促進されたものとは考え難い。以上から、被告人が死体遺棄の幫助行為を行ったとは認められない。

(2) 検討

ア まず、①の頭部の隠匿場所としてC方を提供したことについて、被告人が、Aが浴室を死体の隠匿場所として専有することを黙認したとする原判決の判断は不合理とはいえない。

以上に関連して、③の被告人がAの死体隠匿を阻止するような行動に出なかったという不作為について言えば、被告人はAによる死体隠匿を阻止する法的な作為義務を負わないから、不作為による幫助行為があったとは認定し難いところ、①の黙認も、不作為と同視し得るのであり、そうだとすれば、死体隠匿の幫助行為に該当すると認定することはできない。以下、原判決の説示及び所論に鑑み、ひとまず上記の点を措いて検討する。

原審証拠上、Aは、被告人に打ち明けることなく本件殺人等の計画を推進、実行し、被告人の承諾なしに、被害者の頭部をC方に運び込み、浴室に置き始めたものである上、その後も、浴室の使用について、明示的に被告人の同

意を求めた事実は認められない。このように、Aが浴室を死体の隠匿場所として使用することが既成の事実となっており、また、Aは、隠匿場所として浴室を使用することについて、被告人の意向を気にしていた様子もうかがわれない状況にあったといえるから、被告人は、浴室を死体の隠匿場所とすることを受動的、消極的に認めたものにすぎない。さらに、原審証拠によれば、被告人は、Cと共に、娘のAとの対立を避け、Aの奇異な言動を否定せずにその要求にも可能な限り応じるなど、Aの言動や意向に振り回される日々を送っていたものであり、Aの母親であったとはいえ、Aに対する心理的影響力は限られており、そのことをAはもとより被告人も自覚していたと思われる。そうすると、浴室の使用を被告人が黙認しなければ、Aが死体の隠匿場所として浴室を使用することを止めていたと見るには合理的な疑いが残る。被告人がAとの同居を続けてAの生活を支えたことについても、被告人が、従前から、Aの母親としてAを扶養していたことからすると、Aの死体隠匿行為を肯定する意思を示すものとは必ずしもいえない上、Aによる自宅での死体隠匿行為に直接結びつくものではなく、死体隠匿行為との関係はAの自宅での生活を可能にするを通じた間接的なものにとどまる。Aには自活の能力はなく、生活面で被告人に依存せざるを得ない立場にあったことは原判決が指摘するとおりであるが、上記のとおり、被告人のAに対する心理的影響力が限定的なものであったことからすると、重視することはできない。したがって、①の被告人が死体の隠匿場所として浴室を専有することを黙認したことが、Aの死体遺棄の犯意を強化したり、犯行を物理的に容易にしたりしたものであったとするには、合理的な疑いが残る。

原判決は、Aが被告人の了解なしに浴室を死体の隠匿場所として利用し始め、浴室を隠匿場所とすることにつき被告人の意向を気にかけていなかったにもかかわらず、これらの事情を考慮せず、Aには死体の隠匿場所が必要不可欠であったことやAが生活面で被告人に依存していたことを過度に重視し

て、被告人の黙認がAの死体遺棄行為を物理的、心理的に容易にしたとして
幫助行為に該当すると判断したものであり、結局、この点でも不合理である
というほかない。

イ ②の被告人が、Aから眼球が入った瓶等を見せられると「すごいね。」
5 などと発言したり、Cに浴室に吊るされた頭皮を見るように勧めたりしたこ
とについては、上記のとおり、死体隠匿行為をも肯定したことになる発言と
も見得るが、他方で、所論が指摘するとおり、隠匿行為自体について直接言
及したのではなく、これとの結び付きは間接的なものにとどまる。また、
原審証拠によれば、被告人は、Aが瓶詰めを自慢するように見せるなどした
10 ため、本心からではなく、Aの機嫌を取るために、ほめる発言をしたり、C
にも頭皮を見るように勧めたりしたものにすぎない。原判決は、被告人が、
Aにとって母親であり、少なくとも現実世界での生活上依存する関係にあっ
たことを重視して、上記発言が死体遺棄を継続しようというAの犯意を強め
たと判断したものと解されるが、上記のとおり、被告人のAに対する心理的
15 影響力が限られていたことを考えると、被告人がAの母親であることやAが
生活面で被告人に依存していたことを重視することはできず、原判決の上記
判断は不合理である。以上によれば、②の発言がAの死体遺棄の犯意を強化
したとはいえない。

ウ したがって、仮に、Aによる死体遺棄が、頭部のC方への運び込み時
20 に終了せず、それ以降も継続するとしても、被告人がAの死体遺棄の犯行を
容易にする幫助行為を行ったと認定した原判決の判断は論理則、経験則等に
反する不合理なものであり、是認することができない。死体遺棄の犯行を容
易にする被告人の幫助行為はなかったとする弁護人の所論は理由がある。

3 小括

25 以上によれば、被害者の頭部がC方に運び込まれた後もAの死体遺棄罪の
継続を認めた原判決は、死体遺棄罪の構成要件への当てはめを誤ったもので

あり、その法令適用には誤りがある。また、被告人による死体遺棄の幫助行為を認めた原判決の判断は、論理則、経験則等に反する不合理なものであり、この点で事実の誤認がある。そして、これらの法令適用の誤り、事実誤認が判決に影響を及ぼすものであることは明らかであるから、弁護人の論旨には理由がある。

第5 死体損壊幫助罪に関する事実誤認の控訴趣意について

1 死体損壊幫助の故意について

(1) 所論

原判決は、被告人が、Aからビデオ撮影を依頼された際、Aが死体損壊に及ぶ可能性を認識していたと判断したが、不当である。すなわち、①Cが最初に撮影したのはAが眼球を手の平に載せて触れる状況であり、その後も、既に損壊されていた被害者の頭部の一部に対する撮影が続いた後、死体損壊行為そのものの撮影に至ったものであるから、Aは、Cの撮影時に突発的に死体損壊行為を開始した可能性がある。仮に、Aが「作業」と述べていたとしても、その時点においてAが述べる「作業」は頭部に対する損壊を含まない内容であった可能性が十分あるため、Aがいかなる趣旨で「作業」と述べたのかについて何ら事実認定を行わずに、被告人の死体損壊幫助の故意を認めた原判決の判断は論理則、経験則等に反する。②被告人は、Aから撮影を依頼される以前に、Aから頭皮が剥がされた状態の頭部を見せられており、静止画か動画か、頭部に対して何らかの作業が加えられるか否かを問わず、およそ頭部が存在する浴室で撮影することを強く拒絶していたことは明らかである。さらに、感覚的にもう十分過ぎるほど異常な行動が尽くされており、更なる死体損壊のような可能性に思い至らなかったとしても何ら不自然、不合理ではない。したがって、被告人は、Aからビデオ撮影を依頼された際、Aが死体損壊に及ぶ可能性を認識していたとは認められず、被告人に死体損壊幫助の故意は認められない。

(2) 検討

しかしながら、①の点については、原判決は、被告人に「作業する」と言
ってビデオ撮影を求めたこと等からすれば、A自身も、同依頼の時点で、被
害者の頭部を更に損壊することを計画していたものと認められると明示的に
5 認定、説示しているから、所論は適切な前提を欠く。また、被告人の捜査段
階の供述等によれば、Aは、被告人に対し、被害者の頭部が置かれていた浴
室での「作業」のビデオ撮影を求めたものである上、右眼球を摘出した行為
を除いて、Cが実際に撮影した対象に、作業と呼ぶにふさわしい内容は特に
ないことからすれば、原判決の上記認定は不合理ではない。②の点について
10 は、原審証拠によれば、被告人が、Aからビデオ撮影を依頼された際、頭皮
のない被害者の頭部の光景を思い返され、自分自身が被害者の頭部のあった
浴室でビデオ撮影をすることは精神的に耐えられないと感じていたことなど
が認められる。しかしながら、この点は、被告人自身の行動（ビデオ撮影）
に関するものであって、Aの行動予測に関するものではないから、ただちに、
15 Aの言う「作業」が更なる死体損壊を指すと想起することが困難になるとは
いえない。かえって、被告人は、7月2日に浴室内に黒色のごみ袋と液体が
入ったプラスチックケースが置かれているのを見た後、Aから、浴室に置か
れていた頭皮を剥いだ被害者の頭部を見せられ、Aが浴室で死体損壊行為を
していることを認識していた上、Aから、浴室で、何らかの「作業」を動画
20 撮影するよう依頼されたものであり、死体損壊行為以外の何らかの作業が想
定されていたとしようがわれず、それ以上の死体損壊が行われることはない
と判断できる具体的な事情もなかったといえる。そうすると、被告人が、A
からビデオ撮影を依頼された際、Aが死体損壊に及ぶ可能性があることを認
識していたと認められるとした原判決の判断は不合理ではない。

2 幫助行為について

(1)ア 所論

Aは、C方において被害者の頭部損壊行為をする上で不可欠かつ最重要となる被害者の殺害行為、頭部離断、頭部運搬及び頭部隠匿の開始に関しては、事前に被告人にその計画を打ち明けずに進めており、C方浴室内の死体損壊行為の撮影に関しても、事前にCにその計画を打ち明けた上でこれを依頼したわけではなく、撮影直前においてもその意図や目的をCに明かしておらず、自宅での頭部損壊を含む一連の行為を被告人又はCに阻止されることなくやり抜こうとする強い意思があるものと考えられる。また、Cは、最初は既に損壊済みの死体の一部の撮影を求められており、その流れの中で頭部損壊行為に移行したものであるから、突如として目の前でAが頭部損壊行為を開始するという状況に置かれたCが、その撮影のみを中止するのは非常に困難であった。そうすると、少なくともAによる一連の犯行との関係において、AとCは「運命共同体」ともいふべき強い協力関係があるとは認められず、本件撮影行為の態様は消極的であり、Aによる死体損壊行為を容易・促進するものであると認めるには合理的な疑いが残る。

イ 検討

Aが、損壊された頭部の写真を撮影したり、摘出した舌や左眼球の瓶詰めを作って被告人の寝場所の近くに置いたりしていたことなどからすると、Aは被害者の頭部を損壊すること自体のみならず、その成果を保存したり家族に見せたりすることなどに充足感を得ていたものと認められる。そして、原判決が説示するとおり、Aが、被害者の頭部から右眼球を摘出するに先立ち、被告人にビデオ撮影を依頼し、Cによるビデオ撮影が終了した後に「ちゃんと撮れた？」と発言していたことからすれば、Aは、右眼球を摘出することに加えて、その場で、家族にビデオ撮影させて記録を保存させつつ、現場に立ち合わせて状況を見せることについても、Aなりに価値を見出してそれらを実行することに執着しており、自らが右眼球を摘出しながら撮影を行うのではなく、撮影は家族にしてもらおうことを望んでいたと認められる。そうす

ると、Aが被害者の頭部から右眼球を摘出する場面をCがビデオ撮影した行為は、撮影開始前にAが右眼球の摘出行為を始めていたことを踏まえても、上記のような右眼球摘出行為へのAの充足感等を満たし、死体損壊の犯意を強化するための重要な要素であったと認められるから、Cのビデオ撮影行為がAの死体損壊行為を心理的に幫助したとした原判決の判断は何ら不合理ではない。所論は、AとCは少なくとも一連の犯行においては「運命共同体」ともいふべき強い協力関係にはなかったなどと主張して原判決の判断を論難するが、原判決は、弁護人が指摘する心理的な結びつきの強さを前提に、Cが犯行状況を撮影することがAの犯行を心理的に後押ししたと判断したのではなく、上記のとおり、家族による死体損壊行為の撮影自体がAの充足感を満たし、死体損壊の犯意を強める重要な要素であったことを理由に心理的な幫助に該当することを認めたものと理解できるから、所論は原判決の趣旨を正解せずに原判決を論難するものというべきである。

(2)ア 所論

原判決は、被告人が、Aが意図した死体損壊行為に何ら消極的な態度を示さないまま撮影を容認した上、Cにビデオ撮影を依頼して撮影をさせたこともAの死体損壊の犯意を増強させ、これを心理的に幫助したと認定評価できると判断した。しかしながら、幫助犯における心理的因果性については、幫助行為が行われたことを正犯者が認識していなければ、幫助行為によって正犯行為が心理的に容易又は促進されたと評価することはできないため、被告人のCに対する上記依頼行為（以下「本件依頼行為」という。）についても、これをAが認識していなければ、Aによる死体損壊行為との間の心理的因果性を肯定することはできない。この点、被告人は、原審公判廷において、Aから浴室での撮影を求められた際、「カメラを触るのが苦手だからというように、Cさんに頼んだらどうだろうみたいに言ったと思います」と供述しており、Aからの要求を理由をつけて断っている。他方で、Aは、Cの

原審公判供述によれば、Cに対しても撮影対象を告げずに「ビデオで撮影して」と依頼しているから、Aは、被告人に撮影を断られて、Cに撮影を依頼することにした可能性が認められる。そうすると、Aにおいて、被告人のCに対する本件依頼行為を認識していたとは考え難いから、本件依頼行為とAによる死体損壊行為との間の心理的因果性を肯定することはできない。原判決は、「Aのほうも、少なくともCがビデオ撮影をしてくれると分かった時点で、被告人がCに撮影を依頼してくれたと認識したものと推認される」と説示するが、上記の被告人供述及びC供述と整合せず、論理則、経験則等に反する。

イ 検討

所論指摘のとおり、幫助犯の成立要件としては、心理的な幫助行為を正犯が認識することで、幫助行為の犯行への心理的因果性が認められることを要する。しかしながら、Aが右眼球の摘出行為を行う際の充足感を高め死体損壊の犯意を強めた幫助行為の核心は、まさにCのビデオ撮影行為にあり、これを認識したことでAが犯意を強めたことは明らかである。これに対して、被告人の本件依頼行為は、Cにビデオ撮影を実行させることを通じて間接的にAの死体損壊の犯意を強めたものにとどまり（なお、理論上、このような間接幫助についても幫助犯は成立し得る。）、直接的に死体損壊の犯意を強めたものとは原審証拠上認められない。したがって、本件死体損壊の幫助犯が成立するために、正犯であるAが認識すべき幫助行為は、Cのビデオ撮影行為であり、本件依頼行為自体の認識は不要というべきである。そうすると、Aが被告人のCに対する本件依頼行為を認識していたか否かという所論指摘の事情によって、死体損壊幫助の成否は左右されないから、所論は採用の限りではない。

3 小括

その他所論が種々指摘する点を検討しても、死体損壊幫助罪に関する事実

誤認の論旨は理由がない。

第6 結論

以上によれば、死体損壊幫助罪の成立を認めた原判決の判断に誤りはないが、被告人に死体遺棄幫助罪が成立するとした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りと事実の誤認があるから、原判決は破棄を免れない。そして、原判決は、死体遺棄幫助罪と死体損壊幫助罪が包括一罪の関係にあるものとして1個の判決をしているから、結局、原判決は全部破棄を免れない。

第7 破棄自判

よって、刑訴法397条1項、380条、382条により原判決を破棄し、同法400条ただし書を適用して被告事件について更に判決をする。

(法令の適用)

1 構成要件及び法定刑を示す規定

原判決は、被告人は、札幌市a区ab丁目c番d号に所在する夫である原審分離前の相被告人C方（当時）において、娘である原審分離前の相被告人Aと同居して生活していたものであるが、Aが、令和5年7月7日午後8時18分頃から同日午後8時24分頃までの間、前記C方において、かねて殺害したBの死体の胴体から切断し同所に持ち込んでいた同人の頭部から、多機能ナイフ等を使用するなどして、その右眼球を摘出し、もって死体を損壊した際、これに先立つ同日、C方浴室においてビデオ撮影しながら前記死体損壊をすることを計画していたAから、同ビデオ撮影をするよう求められ、その情を認識しながら、同日午後7時32分頃から同日午後7時43分頃までの間に、Cに対し、LINEメッセージを送信するなどしてAの前記求めを伝えて同ビデオ撮影を依頼し、これを承諾したCに、同日午後8時18分頃から同日午後8時24分頃までの間、同所において、Aの前記死体損壊の場면을ビデオ撮影させ、もって同人の死体損壊

の犯行を容易にさせて幫助したとの事実を認定したが、この被告人の原判示所為は、刑法62条1項、令和4年法律第68号（以下「整理法」という。）441条1項により同年法律第67号2条による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）190条に該当する。

5 2 法律上の減輕

原判示の罪は従犯であるから刑法63条、旧刑法68条3号により法律上の減輕をする。

3 宣告刑の決定

以上の刑期の範囲内で被告人を懲役6月に処する。

10 4 刑の執行猶予

情状により、整理法447条、刑法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から2年間その刑の執行を猶予する。

5 訴訟費用の不負担

15 原審における訴訟費用は、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させない。

（量刑の理由）

1 被告人が幫助したAの犯行は、自らが殺害・切断して自宅に持ち帰った被害者の頭部から眼球を摘出するという、常軌を逸する犯行であり、死者に対する一般的な宗教的感情等を害した程度は著しい。動機のうちには約束を
20 破った被害者への怒りや仕返しもあったと考えられるが、一連の行動に照らすと、自身の興味や嗜好を満足させる目的もうかがわれ、厳しい非難に値する。以上に加え、計画的犯行であることにも照らすと、死体損壊の中でも犯情は悪い。

また、Aの上記犯行に対する被告人の幫助行為についてみると、死体損壊
25 行為やビデオ撮影に反対することで娘のAの精神状態を悪化させたくなかったからといって、Aの犯行に助力したことを正当化することはできない。被

告人は、自宅の浴室で被害者の頭皮を剥ぐなどしていたAから、浴室でビデオ撮影をするように求められると、自分が撮影することは精神的に耐えられないと内心では思いつつも、自らが撮影の役回りを務めることを避けるべく、自ら、Cに対し、「撮影カメラマンするでしょ？」とメッセージを送るなどして、Cに撮影を引き受けさせた上、Aが被害者の頭部から右眼球を摘出する様子をCにビデオ撮影させ、Aの死体損壊行為に対する充足感を更に高め、Aの犯意を心理的に強化したものである。もっとも、被告人の行為は、死体損壊を物理的に幫助したものではないし、実際にビデオ撮影をしたCに比べれば、間接的な幫助にとどまり、Aの死体損壊の犯意を強化した程度は限られたものといえる。

2 加えて、被告人に前科はないこと、被告人が、Aが死体を損壊するとは思わなかったと述べるなど、自己保身的な態度もうかがわれるものの、客観的な事実関係自体はおおむね認めるとともに、Aの犯行を止めなかったことは正しいことではなかったなどと述べて後悔の態度を示していることも考慮すると、被告人については、主文の刑に処した上、刑の執行を猶予するのが相当である（なお、原判決は、死体遺棄幫助及び死体損壊幫助の各事実を認めた上で、被告人を懲役1年2月、執行猶予3年に処した。）。

（原審検察官の求刑（死体遺棄幫助及び死体損壊幫助がいずれも成立する前提で） 懲役1年6月）

令和8年2月19日

札幌高等裁判所刑事部

裁判長裁判官 青 沼 潔

裁判官 高 杉 昌 希

5

裁判官 小 笠 原 義 泰